法人協

第25号
2015年8月発行

社会福祉法人　東京都社会福祉協議会
社会福祉法人協議会

〔もくじ〕

社会福祉法人を取り巻く制度の動向
（東京都における社会福祉法改正を見据えた検討、全国経営協における情報開示に向けた取り組み）… 3
取材報告　法人本部機能の強化に向けて　三社会における取り組みから…… 6
社会福祉法人のルーツを探る　社会福祉法人聖母会…… 9
社会福祉法人協議会からのご案内（第１回総会報告、第１回経営者セミナーのご案内）……12

社会福祉法人協議会会長就任にあたって

東社協 社会福祉法人協議会　会長　品川　卓正
（社会福祉法人村山苑　理事長）

このたび、髙橋利一会長の後任として、会長に就任しました品川卓正です。よろしくお願い致します。髙橋前会長が、法人協議会の会長に就任された平成23年は、東日本大震災が発生し、東北地方の大津波被害に加え、安全といわれた原子力発電所の事故は国民を震撼させました。また、社会福祉法人経営者にも「黒字ため込む社会福祉法人～復興事業への拠出議論を～」とする衝撃的な話題がマスコミから投じられました。髙橋前会長が務められた４年間の任期は、この件の対応に終始されたのではないかと思います。この記事が掲載されてから、社会福祉法人に対して厳しい目が向けられるようになり、新聞やテレビ等で社会福祉法人･施設の経営に関する話題が盛んに報道されるようになったと記憶しています。このことを国も重視し、社会福祉法人の在り方についての検討を開始し、社会福祉法人の在り方等に関する検討会、続いて社会保障審議会福祉部会において、それぞれ見直しの方向性が示されました。そして、今、法律案が国会に提出され、法律の改正が進められようとしています。

このように、社会福祉法人協議会にとって、運営が非常に困難な時期に、浅学菲才な私が会長職をお引き受けし、会員の皆様方にご迷惑をお掛けするのではないかと、あれこれと悩みましたが、髙橋前会長からも力強いお言葉を頂き、お引き受けいたしました。今後、会員皆様方

のご支援と東社協事務局のご協力を頂き、会の運営に努力していきたいと思います。

全国経営協と社会福祉法人協議会

全国社会福祉施設経営者協議会（平成25年４月、全国社会福祉法人経営者協議会に名称を変更）（以下「全国経営協」という）は、昭和56年６月１日、全国社会福祉協議会の組織規程に基づく種別協議会（内部組織）として設立されました。設立の趣旨を「社会福祉法人の最高責任者である理事長が、自ら社会福祉法人について責任を持って議論し、活動する場を設定し、社会福祉法人としての社会的責任を名実ともに果たす」としています。

理由は、社会福祉法人関係者が、社会福祉法人は、昭和26年、社会福祉事業法の設立と同時に創設された特別な法人でありながら、その後30年近くの間、実体的な整備が十分になされず、また、関係者の間でも、その在り方について深い検討がなされないまま経過したことについて、その一番の原因を、社会福祉法人の最高責任者である理事長が自ら責任をもって議論し、活動する場が設定されていないと考えたからです。（「全国経営協設立20周年記念誌」より）

ちなみに、社団法人東京都社会福祉経営者協会は、昭和46年３月に設立されました。その後、社団法人としての協会は解散し、平成13年、東社協の業種別連絡協議会の一つである「社会福祉法人協議会」（以下「法人協」という）として改めて活動することになり、現在に至っています。法人協は、その目的を「福祉サービスを必要とする人の福祉及び生活を守るために、社会福祉法人が公共的な精神のもとに質の高い福祉サービスの拡充と地域福祉の推進を図ること及び自らの経営基盤の確立を図る」としています。今年で組織的変遷を経て44年になります。

社会福祉法人の現状

現在、社会福祉法人は厳しい批判を受けて、その存在意義が問われていると言っても過言ではない状況にあります。批判の本質は、「他の経営主体との競争条件の同一化」にあると思っています。理由は、社会福祉基礎構造改革の基本的方向で７項目を掲げ、その中に「幅広い需要に応える多様な主体の参入」を挙げ、改革の具体的内容の社会福祉法人の項目では、「民間企業等の他の事業主体との適正な競争条件の整備」を提唱して、株式会社やNPO法人等との競争を促しているからです。

「適正な競争条件の整備」とは、社会福祉法人に対する法人税等の優遇措置を見直すか、又は社会福祉法人が自ら優遇措置に見合った事業に如何にして積極的に取り組むことができるかです。厚労省に設置された「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」そして「社会保障審議会福祉部会」（以下「審議会」という）は、この問題を議論するために設置されたものと思われます。審議会の報告書には、①公益性・非営利性の徹底、②国民に対する説明責任、③地域社会への貢献が冒頭で示されています。

全国経営協の武居副会長は、報告書に示された社会福祉法人制度改革の論点は大きく分類すると次の２つに整理されるとして、①社会福祉法人の経営組織の在り方、②社会福祉法人が実施する事業の在り方、を挙げておられます。

社会福祉法人協議会の現状と方向性、今後の課題

法人協は、全国経営協傘下の他の道府県経営協とは出発点は同じですが、現状では法人協の活動への会員法人の参画の仕方が他の道府県と比較して消極的に思います。今、社会福祉法人に向けられている厳しい目は、提供しているサービスの内容ではなく、経営内容に対するものです。従って、法人協は、今こそ、目的を達成するために経営組織の在り方及び実施する事業

の在り方について、真剣かつ積極的に検討しなければならないと思います。

髙橋前会長が役員会や総会で話をされていましたが、法人協は経営者が集まる部会横断の組織として、種別を超えた共通の課題の改善に向け部会の先導役として期待されています。「社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書」で指摘されている「今こそ、社会福祉法人制度に関わる者が、自ら率先して改革を行わなければ、社会福祉法人制度は地域住民等の信頼を失い、その未来をも断ち切られかねない」を重要な課題と捉え、改革の検討をし、地域に根差した社会福祉法人を目指さなければなりません。そのためには、「地域における公益的な活動の推進」「法人組織の体制の強化」「法人運営の透明性の確保」は、必須の事項であり、必ず実施する必要があると言われています。今後、法人協に関係する社会福祉法人経営者に対し、積極的な取り組みを呼びかけていきたいと思います。

■ 社会福祉法人を取り巻く制度の動向

(1) 東京都における社会福祉法改正を見据えた検討（社会福祉法人専門家会議における検討）

東京都では社会福祉法改正を見据え、従来から設置されている「社会福祉法人専門家会議」の委員を拡充し、新制度へ円滑に移行するための東京都の取組について検討を開始しました。

なお、本会議には、本会社会福祉法人協議会からも、高原敏夫副会長（社会福祉法人マザアス理事長）が委員に加わっており、検討の場を通して社会福祉法人経営者の立場から意見を述べていくことにしています。

〔社会福祉法人専門家会議における検討の詳細〕（原則として同会議資料から引用）

1　主な審議事項

○　社会福祉法人のガバナンス強化に向けた取組について

○　財務規律の確保に向けた取組について

○　社会福祉充実計画について　等

2　スケジュール（予定）

具体的な運用における国での検討状況や、経過措置等を勘案しながら、平成27年度は４回程度開催する。また、29年４月以降の施行となる事項については、28年度も引き続き検討を行っていく（年４回程度）。

		開催時期	主な検討課題
平成27年	第１回	６月２日	①社会福祉法人のガバナンス強化について ②財務規律の確保について
	第２回	７月22日	①社会福祉法人のガバナンス強化について ②財務規律の確保について
	第３回	10月～12月	①社会福祉充実計画について
平成28年	第４回	１月～３月	①社会福祉充実計画について

※開催時期、主な検討課題は予定

3　委員名簿

氏名	現職	区分
◎平岡　公一	お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授	委員（外部）
今井　克治	弁護士	委員（外部）
亀岡　保夫	公認会計士	委員（外部）
茨木　尚子	明治学院大学社会学部社会福祉学科教授	委員（外部）
松田　京子	東京都社会福祉協議会地域福祉部長	委員（外部）
高原　敏夫	社会福祉法人マザアス理事長 （東京都社会福祉協議会社会福祉法人協議会副会長）	委員（外部）
泉谷　憲俊	世田谷区保健福祉部指導担当課長	オブザーバー （外部）
鈴木　克彦	八王子市福祉部指導監査課長	オブザーバー （外部）
飯塚　美紀子	東京都福祉保健局指導監査部長	委員（内部）

◎は委員長　　（敬称略）

⑵　全国経営協における情報開示に向けた取り組み

ご承知のとおり、社会福祉法人制度見直しの一環として、平成26年度より各社会福祉法人の現況報告書や財務諸表のインターネットを活用した公表が義務付けられています。今後、社会福祉法の改正等により社会福祉法人の事業経営の透明性向上はますます求められてくることが想定されます。

こうした状況を踏まえ、全国の社会福祉法人で構成される全国経営協では、社会福祉法人の事業経営の透明性を高め、社会福祉法人が国民の信頼と支持を得るため、平成25年度から全国経営協のホームページ上に情報公開の専用ページを設けています。専用ページでは、会員法人ごとの法人概要、公益的取組等の実施状況なども掲載するなど現況報告書や財務諸表に止まらない積極的な情報開示を進めています。

全国経営協では、社会福祉法人全体が一体となり取り組んでいることを社会に発信していくことが重要であるとの考えから、今後も積極的に取り組みを進め、すべての会員法人が情報公開ページ上に掲載していただくことを目指しています。

東京都内には、全国経営協に会員加入している法人は205法人あります（平成27年８月現在）。しかし、平成25年度の財務諸表等の情報開示率は71.7％（全国全体では77.0％）と他の道府県の社会福祉法人に比べると低い数字になっています。今後、平成26年度の財務諸表等の情報開示を引き続き全国経営協に加入するすべての会員法人にお願いすることになりますが、積極的なご協力をお願いします。

なお、情報公開の方法には、各法人で直接登録する方法と、下記のサポートデスクに登録を代行してもらう２つの方法があります。

「全国経営協情報公開サポートデスク」（9：30～17：30 土・日・祝祭日休）
電話番号 ： 03－3581－7897（直通）
メールアドレス ： koukai@keieikyo.gr.jp

〔全国経営協入会のご案内〕

全国経営協は、社会福祉施設を経営する社会福祉法人を会員とし、その経営基盤の強化、福祉施設の機能充実と健全な施設運営を目的として、昭和56年（1981年）に全国社会福祉協議会の内部組織として設立された団体です。現在、全国で6,976の法人が加入をしています（平成27年５月）。

こうした中、東京都内の社会福祉法人の加入率は24.9％（全国全体では41.2％）と他の道府県に比べると低い数字になっています。都内の社会福祉法人で加入されていない法人におかれましては、**今後の加入についてご検討いただきますようお願いいたします。**

なお、全国経営協のホームページには、会員のメリットとして以下の事項が挙げられています。

全国経営協の会員になると・・・

●経営協の活動成果をさまざまな資料としてお届けします

経営協が作成したモデル契約書やモデル経理規程、「福祉サービスに関する情報提供の手引き」報告書など、皆様の法人経営の参考となる各種の研究活動の成果を随時お送りしています。

●毎月、会報『経営協』をお届けします

経営協の活動報告の他、制度動向の解説や有識者の論考、経営者に求められる経営管理の情報等をご提供します。

●制度の動向に関する最新情報、関連資料をお届けします

法人・施設運営に関する各種制度改正の情報を、随時また年度版の資料集などの形でお届けしています。

●各種研修会に参加できます

制度改正の最新動向、人事・労務・財務（会計）、その他経営者に求められる専門的知識をご提供すべくさまざまなプログラムをご用意しています。

全国経営協への入会について
東京都社会福祉協議会　福祉部経営支援担当
電　話　03－3268－7192　　FAX　03－3268－0635

取材報告

法人本部機能の強化に向けて⑦　三社会における取り組みから

社会福祉法人の本部機能の強化が求められる中、広報誌『法人協』では平成24年度から本部機能強化を進める社会福祉法人を取材し、誌面を通じてその取り組みや本部機能の強化に向けた課題等を取り上げております。

今号では、事業規模の拡大を図りながら、施設中心から法人本部主体の経営への転換に向けた取り組みを進めている社会福祉法人三社会の田中正己理事長にお話を伺いました。

【聞き手】　社会福祉法人稲城青葉会 理事長　城所　真人（法人協広報委員）
　　社会福祉法人聖光会 理事長　　石川　雅昭（法人協広報委員）

【三社会　法人概要】

本部所在地	板橋区富士見町13-6
運営施設	保育所６施設
	板橋区　平和保育園
	調布市　緑ヶ丘保育園
	調布市立深大寺保育園
	調布市立仙川保育園
	北区　北区立王子北保育園
	北区立浮間東保育園
職員数	約250名（正規職員約150名、パートタイマー・短時間勤務職員約100名）
事業活動収入	約13億（平成26年度）

転機となった平成16年の深大寺保育園の受託

ー法人が主体となった経営の推進を意識された経緯を教えてください。

田中　私どもの法人のルーツは昭和23年、板橋区内に平和保育園を設立したことに遡ります。その後、昭和27年に社会福祉法人の認可を得、昭和41年には調布市内に緑ヶ丘保育園を開設しました。以来、約40年にわたり２園体制で運営してきたのですが、２つの保育園は距離的にも連携は難しいため、職員の交流や異動もなく、それぞれ別個のものとして運営してきました。

田中正己　理事長

転機となったのは平成16年に調布市から深大寺保育園の運営を受託したときです。市との契約者は法人になりますので、受託に至る交渉の過程で、三社会という法人の存在を強く意識させられました。その後も、北区から王子北保育園、浮間東保育園、調布市から仙川保育園を運営受託や指定管理者の指定を受けるに伴い、一定の機能や事務処理について法人として集約する必要性を感じ、少しずつマネジメント機能を強化させていきました。

実務は各施設で行いつつ、本部として各施設の状況を集約

ー本部では具体的にどのような役割を担っているのですか。

田中　本部といいましても独立したスペースはありませんし、本部の業務を専門に担当する職員は配置されておりません。ですから、本部がある平和保育園としての事務を処理する傍らで、本部として行うべき業務を担っています。そういう意味で他の法人と比べて特別なことをしているわけではなく、まだまだ発展途上の段階です。

三社会の運営施設の定員、運営開始年など

施設名	所在区市	定員	運営開始
平和保育園	板橋区	166	昭和23年
緑ケ丘保育園	調布市	110	昭和41年
☆深大寺保育園	調布市	120	平成16年
★王子北保育園	北区	99	平成18年
☆仙川保育園	調布市	110	平成24年
★浮間東保育園	北区	121	平成25年

☆は行政からの委託により運営
★は行政からの指定管理制度により運営

実際には、給与事務、社会保険や退職共済に関する業務、予算の執行管理や決算に関する業務、理事会・評議員会の開催や議事録作成、資産登記、定款変更した場合の手続き、そして新規施設の開設に至るまでの業務などが主なものです。その他にも６施設の施設長が集まり、各施設間の情報共有や法人としての重要事項を伝える場の設定なども行っています。

ー会計の実務や給与関係業務はどこまで本部で行っているのですか。

田中　日々の支出の処理等の事務処理はすべて各施設で行っています。会計システムへの入力は各施設で行い、法人としてネットワークを組んでいます。本部では、各施設で入力されたデータを基に、各施設の予算の執行状況なども随時把握しています。また、30万以上の支出に関しては稟議書を上げて、本部で決裁をするなど、本部として適正な執行管理に努めています。

給与関係の業務についても、勤怠管理などは各施設で行い、その結果を本部に報告させています。本部ではそれらをまとめて給与計算を委託している会社に送っています。

ーそうした経費はどのように費用付替しているのですか。

田中　給与事務に関しては本部で一括して支出し、請求額を６施設で等分にした上で請求書のコピーを各施設に送って、各拠点区分とで貸借処理し、３か月に１回貸借を精算（資金移動）し、各拠点区分に費用付替します。社会保険の支払等に関するものは委託している社会保険労務士が施設ごとの請求金額を計算し、各拠点区分において負担しています。

事業規模を拡大していくことのメリット

ー保育所を経営する法人は小規模な法人が多いと思いますが、そもそも事業規模を拡大していくことはどのようなメリットがあると感じていますか。

田中　一番は職員の定着が図りやすいことです。私どもの法人では毎年一定数の職員が産休や育休を取得しますが、例えば、ある施設で産休や育休者が出ても、育休者の復帰や他の施設からの異動などによりカバーできます。ですから、職員も安心して産休や育休を取得できますし、それが結果として職員の定着につながっているのだと思います。一般的には、それぞれの施設

で残ったお金を資金移動して、次の事業に使うこともメリットの一つになると考えられますが、保育所の場合は民設民営の保育所であっても行政からの指導もあり、なかなか難しい現状があります。

ー現場の職員たちの意識に変化はありましたか。

田中　平成16年に深大寺保育園を運営受託したときは同じ市内の緑ヶ丘保育園の職員であっても他施設への異動に抵抗感を持つ職員が圧倒的でした。しかし、運営施設数が増えていくにしたがって、少しずつ理解も進み、保育園間の職員の異動も徐々に生まれてきました。そして、昨年度、法人としては初めて池袋で全職員を集めて研修会を実施しました。担当している年齢別に分かれて情報交換をし、食事を摂りながら交流する機会を作りました。そういう効果もあったと思うのですが、いまでは三社会という法人の職員という意識が少しずつ浸透していると思います。

　また、以前は現場志向が強く、上の職位に就くことを希望しない職員が多かったのですが、最近は現場の職員を経験して園長になった職員が生まれてきています。ある程度の規模があったほうが職員も自身の将来の展望を描きやすいのかなと感じています。

本部機能の強化には使途制限の緩和をしていくことが欠かせない

ー本部機能の強化について法人として今後お考えになっていることはありますか。

田中　実は平成28年度に練馬区内にもう１つ保育園を開設する予定です。そういう意味で、ますます本部の機能強化を考えていかないといけません。特に課題だと感じているのは人材育成の部分です。率直なところ、事業規模の拡大に人材育成が追い付いていない面があります。ようやく職員一人ひとりが法人としての帰属意識を持ち始めてきた中で、研修の継続実施や人事考課や配置によって如何に職員の能力を伸ばしていくかが重要だと感じています。もちろん資金移動を効率的に進めていくことも重要な課題です。そこの部分は一法人の努力だけでは解決できない難しい部分です。

ー保育分野は本部機能が作りにくいという指摘もありますが、どのような問題があるのですか。

田中　民設民営の保育所の場合、厚労省からの行政通知（「保育所運営費の経理等について」［児発第299号］）により国の保育所運営費について使途制限や法人本部拠点区分への資金繰入が厳しく制限されています。高齢や障害の分野などと比較するとその制限が厳しいために資金運用がとくに難しい面があります。さらに、保育所の場合、運営委託や指定管理制度でない民設民営の施設であっても、区市町村からも補助金が出ていますので、自治体によっては各施設の拠点区分から本部拠点区分に繰り入れることに否定的な見解を示すケースも聞かれます。

ー保育分野において本部機能を充実させていくためにはどのようなことが必要でしょうか。

田中　社会福祉法人の在り方が問われ、規模の拡大やガバナンスの強化などが指摘されていますが、保育所を経営する社会福祉法人は取り残されている感は否めません。やはり本部拠点区分への繰入がある程度緩和されて、年度の予算の中である程度自由に使えるようにならないと難しい部分もあると思います。いま社会福祉法人に求められていることを推進していくためにも、本部に対する財源的な裏付けの確保ができるように、制度面の見直しを進めていくことが不可欠だと考えています。

社会福祉法人のルーツを探る㉑

社会福祉法人 聖母会　理事長　塩塚　俊子　氏
聖母病院　病院長　市瀬　裕一　氏

聞き手　社会福祉法人緑風会　理事　杉木　康浩
（社会福祉法人協議会　広報委員会委員）

今回は、社会福祉法人聖母会理事長である塩塚俊子氏と聖母会が運営する聖母病院病院長の市瀬裕一氏にお話を伺いました。明治31年を起源とする聖母会はキリスト教の理念に基づき、様々な支援の要請に応える形で、現在は北は北海道から南は奄美大島まで幅広い事業を展開しています。

市瀬病院長（左）と塩塚理事長（右）

Q1 聖母会設立の経緯や当時の社会的背景について教えてください。

▶**塩塚**　明治30年頃の日本にはハンセン病を患う方々の公立の療養所がありませんでした。そのため、十分な治療を受けることができず、社会から隔離された方々が少なくなかったのです。そうした中、加藤清正公が祀られていることでも知られる本妙寺（熊本市）には皮膚病を癒す力があるという噂が広まり、行き場のなくなった患者さんたちが全国津々浦々から集まり、寺院の境内などで生活をしていました。

当時、熊本に滞在していたジャン・マリー・コール師は、本妙寺周辺に暮らすハンセン病患者さんたちの余りにも悲惨な状況を目のあたりにし、心を痛めました。施療と布教に着手したものの充分でないと考え、ローマにある私どもの修道会である、マリアの宣教者フランシスコ修道会に支援の依頼をしたのです。創立者である、マリ・ド・ラ・パシオンは自身も以前にインドに住み、ハンセン病患者さんたちの苦しみを目のあたりにしていたこともあり、５名のシスターたちの派遣に応じてくれました。

日本への派遣について自ら志願した５名の若きシスターたちは40日余りにも及ぶ船旅を経て、明治31年熊本に着きました。そして、コール師の活動を引継ぎ、救済事業を開始したことが聖母会の事業開始の発端となっています。

Q2 その後の聖母会の歩みはどのようなものだったのでしょうか。

▶**塩塚**　シスターたちがハンセン病救済事業に従事するようになった２年後の明治33年には、患者さんたちを収容する施設（琵琶崎待労院）が熊本市内に建てられました。しかし、その頃の日本はハンセン病の患者さんだけに止まらず、餓死、親子心中、捨て子、人身取引など多くの社会問題を抱えていました。

シスターたちはそういう状況に直面し、孤児の養育、貧困者（女児）の無料保育、身寄りのない高齢夫婦の救養など様々な支援を始めたのです。その原点にあったものは、その場所で必要とされたときには、その呼びかけに応えていくという心であり、その支えとなったのがキリスト教でした。キリストの愛をもって人々に奉仕する。人はみんな価値があるという原点です。本当に苦しんでいる方、困っている方に寄り添って、その人生を全うしてほしいという思いで支援は始められたのです。

しかも、当時は国家からの支援もありません。シスターや職員の方たちが皆で畑を耕し

子どもたちやお年寄りなどが食べるものを開墾し、生活していったようです。自給自足を基本としつつも、建物の建築費用などの財源確保にも努め、外国から寄附を受けるなどして何とかお金の工面をしたと聞いています。

日本に派遣された最初のシスターたち

九州で様々な支援を始めたところ、全国各地から要請があり、札幌、東京、横浜などで相次いでいろいろな施設が誕生していく結果となりました。例えば、札幌では入院患者の遺児および孤児を養育する施設と診療所の開設、また身体の不自由な人や身寄りのない女性が職業を得られるよう印刷製本の技術が身につけられる授産施設を開設しました。そうした過程で日本に派遣され日本で働いたシスターも増えていきました。

第二次世界大戦中は、連合国出身のシスターは連行され、病院も常時警察から監視される状態となるなど度重なる困難に直面しました。それでも、一方で、多くの方たちの善意や励ましを受け、また、自助努力等によって何とか乗り越えることができたのです。

時代の変遷とともに、当初は修道会として実施してきたこれらの取組みも、昭和４年、内務大臣より社団法人マリア奉仕会として許可され、昭和19年には社団法人大和奉仕会と名称を変更しました。そして、昭和27年の社会福祉事業法制定とともに、社会福祉法人聖母会として認可を受けることになったのです。

戦後も時代の要請に応じて事業を進め、現在は、北は北海道から南は奄美大島まで全国的に事業を行っています。病院１ヵ所（東京）、老人福祉施設５ヵ所（東京、横浜、熊本、奄美大島）、児童養護施設１ヵ所（札幌）、保育園２ヵ所（横浜、種子島）を運営しています。かつては、その他に実施していた先駆的事業もありました。その中には一定の役割を終え廃止した事業や、他の主体にお譲りした事業もあります。決して自分たちだけで抱え込まずに、一定の役割を果たした段階で、その事業やそれを受ける利用者にとって一番いい方法をとるように心がけています。

Q3 東京における事業展開の経緯はどのようなものだったのでしょうか。

▶**塩塚**　もともとの由来は大正11年にまで遡ります。麻布カトリック婦人会が発足した聖心聖マルグリッド会が都内の大森で貧困に苦しむご高齢の女性を収容したことをきっかけとして、「聖心聖マルグリッド恵老院」と命名し事業を開始したのです。その事業の一切を昭和６年に私どもが引き継ぎ、現在本部がある新宿区中落合に養老院（現在の「聖母ホーム」）として新築したことが、東京における事業展開の原点になっています。

また、昭和６年に同じ敷地内に聖母病院を開設しました。これはカトリック東京大司教区シャンボン大司教よりマリアの宣教師フランシスコ修道会に、国際的なカトリックの病院が欲しいという要請があったからでした。その頃は既に外国の方たちが大分日本にいらしており、国際性ということが大切になってきた時代背景がありました。

しかし、昭和４年に始まった世界恐慌の発生により、私どもの会も例外に漏れず、人手不足で財政難の渦中にありました。創立者は非常に悩んだようですが、最終的には「必要としているところには私たちは行きましょう」という決断をし、今日に至っています。

現在、法人本部がある新宿区中落合の敷地には聖母病院の他、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ヘルパーステーション、地域包括支援センターなどから成る高齢者福祉センター聖母ホームがあり、地域に根差した事業を展開しています。

▶**市瀬**　当時の病院は、法制度が十分でない中で、ともかく生活に困った、医療を必要とする方たちの支援に努めてきました。とくに結核が流行っていましたので、病院の中には

結核病床が多くあったと聞いています。
戦後は、日本経済の立ち直りとともに、国民間の経済的格差も大きな課題となり、無料や低額による診療事業へのニーズはますます求められるようになってきたのです。昭和27年、本病院も社会福祉事業法（当時）に基づく無料低額診療事業の適用施設に位置付けられ、生活保護の受給者、外国人の生活困窮者、妊産婦や小児、ホームレスの方などの診療を実施してきました。求められる医療ニーズは変わっても「国籍、信仰、貧富を問わず、心の通う医療を提供する」という病院の理念は脈々と引き継がれ、その時々のニーズに応えています。
終戦直後は、離島医療、あるいは山谷地域における無料診療、新宿のホームレスの方々の診療も実施していましたが、時代とともに病院固有の事業が増大し、現在はどちらかと言えば、病院を拠点に医療を必要とする方々の支援を行う形に変化してきています。

Q4
法人としてこれまで大切にされてきたことはどのようなことですか。また、今後の取り組みやお考えについてお聞かせください。

▶**塩塚**　法人としては、「愛と真理に基づき最も困っている人々に手を差し伸べる」ことを基本理念とし、援助を必要としている人々すべてに福祉活動を行ってきた創立の精神を保持し、時代の変革の中で社会のニーズに応じてその使命を果たすことを目指しています。
▶**市瀬**　我が国は戦後、経済発展を遂げてきましたが、一方で経済発展から取り残されている人たちが少なくないことも事実です。そう考えると、私どもの法人の事業は終わったとは言えないと考えています。
もちろん事業展開における課題は、経済的な裏づけがなかなか乏しいということだと思います。その中でどれだけ法人の持っている、あるいは、カトリックの持っている理念を継承していけるかが病院としても大きな課題だと思っています。
私どもの病院は154床と規模がそれほど大きくはありませんので、全ての方を診られるだけの収容能力がありません。ですから、現在は地域包括ケアを視野に入れた事業展開を考えています。その方にとってベストな選択はどこなのか。その辺を十分に私たちが相談に乗れるような機能をこれから充実させていくことが地域貢献や社会貢献につながるのではないかと考えています。病院の存在をより広く認知してもらい、多くの方々に利用していただくことが大事だと感じています。

聖母病院の外観（東京都歴史的建造物に指定）

▶**塩塚**　いろいろな事業体を持っているが故に、これからの運営の厳しさは予想しています。しかし、これまでも大変な時代がありましたし、それらを乗り越えてきたのですから、今後も乗り越えられるという思いを持っています。その際、創立当初からの理念をこれからも見失わないようにしていきたいし、そのために、地域の実態把握を行い、地域連携の強化を進めていかなければなりません。
私どもの法人は、本部において、平成２年より生活困難者に対する生活援助や相談事業を実施しているのですが、こうした取り組みはもっと必要となるでしょう。制度の狭間にいらっしゃる方たちへの支援について、私たちはもう少し目を向けていかなければいけないと感じています。
同時に人材不足への対応も不可欠です。魅力ある働きがいのある職場、心のこもった温かなケアを提供できる職員の養成が今後、克服すべき大きな課題であると考えています。

社会福祉法人協議会　平成27年度第１回総会報告

講演会には300名近い法人関係者が参加

社会福祉法人協議会では平成27年６月５日に平成27年度第１回総会を新宿区立牛込箪笥区民ホールで開催し、平成26年度事業報告・決算の審議を行い、すべての議案が原案通り承認されました。

また、総会議事の後には、文京学院大学准教授の中島修先生に「地域福祉推進への取り組みにおける社会福祉法人・施設の役割　～社会福祉法改正を見据えて～」と題したご講演をいただきました。講演会については、会員法人代表者に加え、会員法人が経営する施設にも直接ご案内をいたしました。

講演では、社会福祉充実計画や地域公益活動の推進など、社会福祉法改正によって地域福祉はどう変わるのか、地域福祉の推進に向けて社会福祉法人・施設に今後期待される役割とはどのようなものなのかお話し頂きました。

なお、次回の定例総会は平成28年３月11日（金）午後を予定しております。次回総会もより多くの会員法人の皆様のご出席をお願いしたいと存じます。

第１回経営者セミナーのご案内

○日　　時　平成27年９月３日（木）　午後３時～５時　（午後２時30分より受付）
○講演内容　「日本版 CCRC で描く地方創生」
　　講　師：社会福祉法人佛子園（石川県）　理事長　雄谷　良成　氏
※各会員法人にすでに開催要項をお送りしておりますので、参加のお申し込みは、開催要項に添付されている参加申込書にて、東社協事務局あてに FAX にてお申し込みください。

編・集・後・記

新たに村山苑の品川理事長を法人協会長に迎え巻頭言を頂きました。それぞれの会長の時代、時代でそれぞれ大変なわけですが、特にこれからは法人協会長として重要案件が控えています。社会福祉法人の公益性についての改革がすぐそこに迫る今、全国経営協の会長も新たに京都の磯理事長が引き受けられて、それぞれのご活躍を期待します。

「ルーツを探る」で聖母会を訪ねました。終戦直後の食糧難の折、病院の屋根を目印に連合軍機が食料を投下した話、新宿のいまの状況の話を伺ったり、大変興味深くお話を聞かせていただきました。また、私の周りにはシスターという方はいないので、その世界の話も楽しく伺いました。お忙しい中時間を割いていただきましたが、途中時間がなくなってしまい、とても残念です。お話ありがとうございました。

本部機能では保育園における本部運営の苦労がよくわかりました。しかし、社会福祉法人が設置運営する事業の中で保育が最も契約に馴染むのではないかと以前から思っています。契約制度になればもっと弾力的な運営が可能になると思うのですが？

（徳心会　関根）

法人協　第25号
発　行　社会福祉法人　東京都社会福祉協議会　社会福祉法人協議会
〒162-8953　東京都新宿区神楽河岸1-1　TEL 03-3268-7192
発行人　社会福祉法人協議会　会長　品川　卓正
発行日　平成27年８月25日
編集人　社会福祉法人協議会　広報委員長　関根　陸雄